

## 第一の 財形住宅貯蓄

財形住宅貯蓄積立保険

「ご契約のしおりー約款」に記載の「ご契約についての大切なことがら」の内容について変更があります。ご一読のうえ、「ご契約のしおりー約款」とともに保管してください。

◆2022年4月1日付で「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、「財形住宅貯蓄積立保険」の持家を取得する際の非課税要件が一部改正されました。

「ご契約についての大切なことがら」中の「11.生存給付金のお支払い」について、＜取得する住宅の主な要件＞が次のとおり変更となりますので、ご請求にあたってはご注意ください。

### ◆＜取得する住宅の主な要件＞の変更内容

| 項目   | 変更前要件  | 変更後要件（2022年4月現在）   |
|------|--|--|
| 床面積  | 床面積が50㎡以上であること。  | 床面積が50㎡以上であること。<br><br>ただし、新築または建築後未使用の住宅で、2023年12月31日までに建築確認を受けたものは、床面積が40㎡以上であること。 |
| 築後年数 | 中古住宅を取得する場合、木造・簡易耐火構造住宅は築後20年以内、耐火構造住宅は築後25年以内であること。<br>ただし、耐震構造住宅は築後年数の制限はない。 | 耐震構造住宅以外を取得する場合、1982年1月1日以後に建築された住宅であること。<br>耐震構造住宅を取得する場合は、築後年数の制限はない。              |

※2022年4月1日以降に契約者（被保険者）が所有し居住するために取得する住宅に適用します。

※今後、法令の改正により内容が変更になる可能性があります。